

事業所枝番号は許可証に記載されています

許可番号	
事業所枝番号	
許可年月日	年 月 日

更新年月日ではありません

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の
おり事業報告書を提出します。

名称や住所は届け出た内容を記入する
※届け出内容から変更がある場合は、変更届の提出が必要

(ふりがな)	かぶしきがいしゃ しずおかろうどうきょく		
1 氏名又は名称	株式会社 静岡労働局		
2 住 所	〒 (〇〇〇-〇〇〇〇) 静岡県静岡市葵区追手町〇〇-〇 (054) 000-XXXX		
(ふりがな)	しずおか たろう	役 名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	静岡 太郎	代表取締役	
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ しずおかろうどうきょく はままつしてん		
4 事業所の名称	株式会社 静岡労働局 浜松支店		
5 事業所の住所	〒 (〇〇〇-〇〇〇〇) 静岡県浜松市中区〇〇-〇 浜松アクト	主たる業種の日本標準産業分類の名称とその細分類番号 ※ 総務省のホームページで検索できます	
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	<input checked="" type="radio"/> 2 中小企業	
7 産業分類	名称	受託開発ソフトウェア業	分類番号 3911
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和5年4月1日 ~	令和6年3月31日	令和6年6月1日時点で終了した直近の決算期間
9 民営職業紹介事業との兼業	<input checked="" type="radio"/> 1 有	2 無	許可・届出番号 22-ユ-〇〇〇〇〇〇
10 親会社の名称	株式会社 厚生労働	職業紹介事業の許可を受けている場合は「1 有」に○	
	①労働者派遣事業の許可番号 派〇〇-〇〇〇〇〇〇	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	XX-ユ-〇〇〇〇〇〇
11 請負事業の実施	<input checked="" type="radio"/> 1 有	2 無	うち構内請負の実施 1 有 <input checked="" type="radio"/> 2 無
12 備考			

構内請負は、発注者の事業所構内で生産活動を請け負うこと (製造業)

※労働局記入欄

I 年度報告

(1) 報告対象期間 (第1面 8の期間) 末日における

① ③ 通算雇用期間=派遣元での通算雇用期間
② ④ 同じ職場に1年以上派遣見込み
= 報告対象期間末日現在、派遣している組織単位

この事業報告における事業所の

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

(2) 労働者派遣事業の売上高

派遣以外の労働者 (正社員、契約社員、アルバイトなど) も含めた全従業員数	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
		①	②	③	④
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3

400,000,000

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

80,000,000

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数 (実人数)

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

5

⑤日雇派遣労働者	2	0	0	0	0
⑥登録者 ※	20	—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

報告対象期間内に締結した個別契約件数

3月末決算の場合は、R5.4.1~R6.3.31に締結した個別契約が対象となる。

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15	0	5	3	1	1	10	15	0	

(6) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 教育機関・ 4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間	教育の内容
5	1	1	20	1	腰痛防止教育
6	1	2	20	1	整理・整頓・清掃・清潔訓練
7	1	2	20	2	危険予測訓練
<p>労働安全衛生法第59条第1項による労働安全衛生規則第35条第1項第5号から第7号までの教育は、全ての企業で実施する義務があるため、必ず記載してください。</p>					

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
株式会社△△	静岡県浜松市中区
○△株式会社	静岡県浜松市東区
有限会社□△	静岡県磐田市
株式会社×○	愛知県豊橋市
株式会社□×	静岡県森町

派遣実績がない場合は
○ (マル) 印を記入す

所在地は市区町村まで記載

②その他の教育訓練 (①及び (11) に係るものを除く)

訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 訓練機関・ 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし)・ 2 無償 (実費負担あり)・ 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし)・ 2 有給 (無給部分あり)・ 3 無給	1人当たりの平均実施時間
コンプライアンス研修	2	1	1	1	1
<p>キャリアアップ以外の教育訓練を記載第6面の訓練内容は含めない</p>					

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数 (人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数 (人)
5	4	4	2

報告対象期間内に雇用安定措置を行った人数

(複数の措置を講じた場合は、それぞれの措置の人数に含める。)

(8) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼) を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供) を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用) を講じた人数	第4号の措置 (その他の措置) を講じた人数			備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練 (雇用を維持したままのものに限る)		紹介予定派遣 (※2)	左記以外のその他の措置		
計	30	4	2	15	7	7	5	3	3	
3年見込み	3	2	2	1	1	1				
2年半から3年未満見込み	5	1		2	1	1	2		1	
2年から2年半未満見込み	3			2	1	1	1			
1年半から2年未満見込み	5			2	1	2	1	1	1	
1年から1年半未満見込み	4			2	1	1	1	1		
1年未満見込み (※1)	10	1	1	6	2	2	1			

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者 (登録中の者を含む) に限る。

※2 (7) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)」の内数であること。

派遣労働者の賃金欄は、派遣労働者に支払われた**全ての賃金**（給与、交通費、賞与などの労働の対価。諸手当を含む）を
総労働時間で除したものに8時間を乗じた金額を記入。 *賃金、総労働時間いずれも有給休暇分を含む

(日本産業規格A列4)

様式第11号 (第3面)

(7) 派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項

協定対象派遣労働者の賃金額を記入（対象者がいない場合は空欄）

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）

複数の業務に派遣されている者は、 主たる業務にのみ記入	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額/記載業務の合計数	18,533	22,000	20,500	11,733	14,000	14,000	13,000	13,000
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	29,600	30,000	29,000	19,200	20,000	20,000	18,000	18,000
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
略								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	12,000		12,000	8,000			8,000	8,000
26 会計事務従事者	14,000	14,000		8,000	8,000	8,000		
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

業務ごとの合計
業務の数 = **全業務平均（小数点以下四捨五入）**

例 派遣料金（消費税を含む）

派遣労働者平均 18,533 = (29,600 + 12,000 + 14,000) ÷ 3

無期雇用派遣労働者 22,000 = (30,000 + 14,000) ÷ 2

有期雇用派遣労働者 20,500 = (29,000 + 12,000) ÷ 2

派遣先から得た
「派遣料金」の総額 × 8時間
 派遣労働者の総労働時間

全派遣労働者、無期雇用、有期雇用それぞれ
 計算式を当てはめる。（小数点以下四捨五入）

派遣労働者の「賃金」の総額 × 8時間
 派遣労働者の総労働時間

全派遣労働者、無期雇用、有期雇用それぞれ
 計算式を当てはめる（小数点以下四捨五入）

日本標準職業分類（中分類）に基づく職種別に算出して記載

※ 職業分類については、総務省ホームページから分類検索システムで調べることができます

様式第11号 (第5面)

協定対象派遣労働者の賃金額を記入 (対象者がいない場合は空欄)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	30,000	18,000	19,000
4-1 情報処理システム開発	32,000	22,000	22,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作	24,000	17,000	0
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

派遣法施行令第4条以外の業務も含む派遣料金の平均 (少数点以下四捨五入)
 「派遣法施行令第4条に該当しない日雇派遣のみ」の場合は、全業務平均のみ記入

(8) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他 (パンフレットへの掲載)	○

◎ マージン率等 (※) の情報提供は、【派遣法第23条第5項】で義務づけられています (提供方法は複数選択可)
 ◎ マージン率等 (※) については、原則として、インターネットの利用による情報提供が必要となります。
 自社のホームページを有していない場合は人材サービス総合サイトをご利用ください。
 【労働者派遣法施行規則第18条の2第1項 派遣元が講ずべき措置に関する指針第2の16】
 ※ 事業所ごとの派遣労働者、派遣先数、マージン率 (派遣料金の平均額・派遣労働者の賃金の平均額)、
 教育訓練、労使協定の締結の有無 (労使協定の範囲、有効期間)

様式第11号 (第6面)

キャリアコンサルタント以外の担当者については、必ず「職務経験あり」か「知見あり」のいずれかに記入
 「職務経験あり」とは、過去にキャリアコンサルティング経験がある者、または、人事部門で3年以上の経験がある者

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

報告対象期間中の派遣労働者の人数【全派遣労働者数 ≥ 実施を希望した者の人数 ≥ 実施した者の人数】

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数		実施した者の人数	
	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
計	10	30	5	25
計	40	30	30	25

1、2、3 いずれかに○
 (記入例はフルタイム(1年以上雇用見込み)の例)
 1~3の番号ごとに報告書(第6面)を別葉で作成する。
 ※該当のない番号の報告書(第6面)は提出不要。

③ キャリアアップに資する教育訓練(1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給
	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)							
報告対象期間中の人数	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降	各項目いずれかの番号を記入			
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				40				1	1	1	1
(ロ)	10				10				備考			
	一人あたり4時間		4時間×10人=40時間									
ロ 職能別訓練												
(イ) システム設計・技能研修	2	2	2	2	40	40	20	20	1	1	1	1
(ロ) OA機器操作訓練	10	10	5	5	10	10	5	5	備考			
	2	2	2	2	20	20	12	8	2	1	1	1
	5	5	5	2	5	5	3	2	備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ) ワークスタイル多様化研修		2	4	4		20	10	10	1	1	1	1
(ロ)		10	5	5		10	5	5	備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任研修		4	4	4		20	10	10	1	1	1	1
(ロ)		10	5	5		10	5	5	備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ) ビジネススキル研修	2	2	2	2	5	5	3	2	1	3	1	1
(ロ)	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計(a)	105	105	55	50	1~3年目のaの合計(c)			283				
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数(b)	10	10	5	5	1~3年目のbの合計(d)			25				
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(a÷b)	10	10	11	10	1~3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)			11				
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均)								1,500				
	教育訓練時に支払った賃金の平均額を記入											

厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練とは 「訓練の方法→1または2、訓練費負担→1、賃金支給→1」

様式第11号 (第7面) (第8面)

II 6月1日現在の状況報告

実際に6月3日に派遣した労働者の実人数を記入
 * 6月3日に派遣していない労働者は除く
 * 協定対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記入

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
42	25	25	9		2	1	6	

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

令和6年6月3日に 実際に派遣した労働者 (日雇以外)の実人数	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
01					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20		
略					
25 一般事務従事者	10	2	2	8	8
26 会計事務従事者	2			2	2
略					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5	5	5
略					
99 分類不能の職業					

複数の業務に派遣されている者は、
主たる業務にのみ記入

特定製造に従事した場合、③欄にも記入

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
5	5	5		

事業所ごとに特定製造業務への労働者派遣の届出が必要です。
(届出がなければ「物の製造業務」への派遣はできません。)

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2		2
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

様式第11号 (第9面)

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
3	2	2	1							

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ ivの合計の内数)

日雇派遣労働者	
協定対象派遣労働者	

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	
4-1 情報処理システム開発	2	2
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 OAインストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

第9面⑤の人数のうち「i ~ ivに該当しない者」欄の日雇派遣労働者は、必ず⑦のいずれかの業務に該当する。
複数の業務に派遣されている場合は、主たる業務に記入

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

6月3日現在の派遣労働者(第7面①の人数)の適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	13	—	2
健康保険	27	13	—	2
厚生年金保険	27	13	—	2